

放課後児童クラブ保護者様

新潟市こども未来部こども政策課長

新型コロナウイルス感染症にかかる  
放課後児童クラブの登所の取扱いについて（お願い）

保護者の皆様におかれましては、放課後児童クラブの運営にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症について、市内の感染急拡大の状況と同様、市立学校園では児童生徒等の感染も急増し、学級閉鎖等の措置を余儀なくされるケースの増加が続いています。

現在、感染者の急増に伴い、医療機関や保健所等の業務がひっ迫している状況であることから、PCR検査の対象が限定されています。

つきましては、近時の感染状況や保健所等の対応を踏まえ、放課後児童クラブでは同居のご家族の感染が確認された場合のクラブ登所に係る取扱いについて、下記太字下線部を追加いたします。併せて、別紙のとおり、状況ごとの対応を整理しましたのでご確認ください。

今後もさらなる警戒が必要なことから、放課後児童クラブでは感染症対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、ご家庭におかれましても基本的な感染症対策を徹底していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 毎日の健康状態の把握

(1) 家庭でのお子さまの健康観察と検温を行ってください。

①発熱等の風邪症状がある場合には登所せず、自宅で休養してください。

②風邪等の症状が消失しても、学校と同様に2日間は登所を控えてください。

(2) 同居のご家族に発熱等の風邪の症状等がみられる場合も、お子さまの登所を控えてください。併せて、ご家族がPCR等検査を受けることとなった場合は、当該検査結果が出るまで登所を控えてください。

また、濃厚接触者に特定された同居のご家族がPCR等検査の対象とはならず発熱等の風邪症状もない場合においては、当該ご家族が濃厚接触者に特定された日の翌日から3日間は登所を控えてください。

(3) 症状がある場合はかかりつけ医に連絡し、受診してください。

(4) 具合が悪いご家族がいる場合は、可能な限り、食事や生活空間を分ける、マスクを着用するなど、家庭内でも可能な感染症対策の徹底をお願いします。

裏面あり

## 2 放課後児童クラブへの連絡

感染拡大の防止を図るため、次の場合は、速やかにクラブにご連絡ください。

- (1) お子さま又は同居するご家族が新型コロナウイルスに感染した場合
  - (2) お子さまが「濃厚接触者」に特定された場合
  - (3) お子さま又は同居するご家族が PCR 検査等を受ける場合（勤務先等で定期的に検査を受ける場合や薬局店等で自主的に検査を受ける場合を除く）
- ※個人情報の管理については、細心の注意を払って対応します。

## 3 基本的な感染症対策の徹底

マスクの適切な着用、咳エチケット、石鹸による手洗いの励行をお願いします。

また、感染リスクが高まる恐れがある活動（多数が集まる活動、飲食を伴う活動、通常生活を共にしていない複数の人との接触がある活動など）への参加については、特に慎重にご判断いただくようお願いします。

【問い合わせ先】 新潟市こども未来部こども政策課 TEL025-226-1197

## 新型コロナウイルス感染症にかかる登所の取扱い

※下記状況整理は市立学校園と同様の対応となります。

### 1 お子さまが次の状況になった場合

想定される状況	対応
① 感染した場合	治癒するまで登所しない
② 発熱等の風邪の症状がみられる場合	症状消失まで登校しない。また、症状消失後2日間は登所を控える
③ 濃厚接触者に特定された場合	待機期間は登所しない
④ 濃厚接触者ではないが、保健所の指示による検査を受ける場合	受けることとなった時から検査結果(陰性)が出るまで登所を控える
⑤ 保護者等の判断で検査を受ける場合	登所して差し支えない

### 2 お子さまの同居家族が次の状況になった場合

想定される状況	対応	
① 感染した場合（お子さまは濃厚接触者）	待機期間は登所しない	
② 発熱等の風邪の症状がみられる場合	症状消失まで登所しない ※ただし、「感染の疑いやおそれがない」との診断を受けた場合を除く	
③ 濃厚接触者に特定された場合 (新潟県の取扱いに準じる)	ア 検査を受ける場合 =④	受けることとなった時から検査結果(陰性)が出るまで登所を控える
	イ 検査で陰性が確認された場合	登所して差し支えない
	ウ 検査で陽性が確認された場合 =①	待機期間は登所しない
	エ 発熱等の風邪症状がなく、検査を受けられない場合	濃厚接触者に特定された日の翌日から3日間は登校を控える
④ ③以外の理由で、保健所の指示による検査又は医療機関での検査を受ける場合	受けることとなった時から検査結果が出るまで登所を控える	
⑤ 自分や勤務先の判断で検査を受ける場合	登所して差し支えない	
⑥ 勤務先などでの定期的な検査を受ける場合	登所	

※「検査」とはPCR検査または抗原検査をいう。